西東京市監査委員告示第５号

令和７年度定期監査の結果に関し、西東京市長から是正・改善の措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和８年７月６日

西東京市監査委員　　岡　村　保　彦

西東京市監査委員　　本　多　教　義

西東京市監査委員　　稲　垣　裕　二

８西みみ第 193 号
令和８年６月 16 日

西東京市監査委員　岡　村　保　彦　殿

西東京市監査委員　本　多　教　義　殿

西東京市監査委員　稲　垣　裕　二　殿

西東京市長　池　澤　隆　史
（公印省略）

令和７年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和８年３月 31 日付７西監第 177 号により是正･改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

別紙

みどり環境部みどり公園課

指摘事項における是正・改善措置について

指摘事項１	主管課契約に関する事務について、一体的に契約可能な内容にもかかわらず個別契約で主管課契約となっているものが見受けられた。 契約事務の手引き等を確認し、適正な事務を行うべきである。
是正・改善措置	今回指摘を受けた事項について課内で情報を共有し、契約期間及び仕様内容を精査し一体的な契約ができるかを確認するとともに、契約事務規則にのっとり適正な事務を行う。

指摘事項２	補助金交付に関する事務について、西東京市補助金等交付規則では、実績報告書を提出させること、また、その内容を審査し、交付決定の内容等に適合すると認めたときは、補助金等の額を確定し、補助事業者等に通知することを定めているが、緑と花の沿道推進事業補助金について、西東京市緑と花の沿道推進事業補助金交付要綱には、実績報告及び補助金の額の確定等に係る規定がなく、実績報告書の提出、補助金の額の確定通知が行われていなかった。 規則にのっとり適正な事務を行うとともに、必要な規定の整備を行うべきである。
是正・改善措置	今回指摘を受けた事項を課内で共有し、補助金等交付規則にのっとった適正な事務を行う。また、令和８年４月１日施行で要綱改正を行い、規則にのっとった規定の整備を行った。

８西み資第209号
令和８年６月16日

西東京市監査委員　岡　村　保　彦　殿

西東京市監査委員　本　多　教　義　殿

西東京市監査委員　稲　垣　裕　二　殿

西東京市長　池　澤　隆　史
（公印省略）

令和７年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和８年３月31日付７西監第177号により是正･改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき通知します。

別紙

みどり環境部資源循環推進課

指摘事項における是正・改善措置について

指摘事項	予算の執行について、地方自治法では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てることを定めているが、郵券受払簿等を確認したところ、使用実績から考えて過多な郵券が前年度に購入され、繰り越されていた。 法令の趣旨に鑑み、適正な予算の執行を行うべきである。
是正・改善措置	指摘事項については、課内で情報を共有するとともに、郵券の購入は返信用封筒などやむを得ない等の事情に限った目的で購入することとし、後納郵便で発送することを基本とするように改めるなど、法令にのっとった適正な予算執行を行うよう周知・徹底した。